

7 支援費制度施行後の相互利用制度の取扱いについて（案）

1 基本的な考え方

支援費制度施行に当たり、従来より行ってきたデイサービス事業等の相互利用制度について、平成15年度以降も支援費制度とは別の国庫補助事業として継続する。

2 具体的な実施方法

相互利用制度で他障害の施設等を利用する場合には、利用者本人の障害種別に応じた単価を適用する。

ただし、知的障害者が身体障害者デイサービス（ ）を利用する場合は、知的障害者デイサービスには同様のサービスがないため、身体障害者デイサービス（ ）の単価を適用するものとする。その場合の単価の区分は、当該知的障害者が知的障害者デイサービスを利用する場合の障害の程度を適用した単価の区分とする。

単価については、利用者本人の支援費制度における障害程度の判断基準により、単価の区分の決定等を行い、その単価を用いて他の種別のサービスを利用する。

定員区分・級地区分については、受け入れ先のデイサービス事業所等に応じた区分を適用する。

利用者負担については、支援費制度の利用者負担額表をそれぞれ障害種別サービス別に準用する。

なお、相互利用制度による利用者負担額と支援費制度による利用者負担額とを合算して当該利用者の利用者負担額の上限とすることはないので、念のため申し添える。

公費の支弁については、従前どおり、障害種別ごとに身体障害者保護費補助金、児童保護費等補助金から支弁することとし、交付要綱に盛り込む予定である。

適用すべき単価等の概略は、（別紙）のとおりとする。

3 なお、相互利用の詳細については後日改めて通知することとしているのでご承知おき願いたい。

(別紙)

利用サービス	利用者	利用先	支弁基準額
デイサービス	身体障害者	知的障害者デイサービス (単独型)	身体障害者デイサービス () (単独型)
		知的障害者デイサービス (併設型)	身体障害者デイサービス () (併設型)
		介護保険法による指定通所介護事業所	身体障害者デイサービス () (単独型)
	知的障害者	身体障害者デイサービス () (単独型)	知的障害者デイサービス (単独型)
		身体障害者デイサービス () (併設型)	知的障害者デイサービス (併設型)
		身体障害者デイサービス () (単独型)	身体障害者デイサービス () (単独型)
		身体障害者デイサービス () (併設型)	身体障害者デイサービス () (併設型)
	通所授産	身体障害者	知的障害者入所授産施設 (通所)
知的障害者入所授産施設 (分場)			身体障害者入所授産施設 (分場)
知的障害者通所授産施設			身体障害者通所授産施設
知的障害者通所授産施設 (分場)			身体障害者通所授産施設 (分場)
精神障害者通所授産施設			身体障害者通所授産施設
知的障害者		身体障害者入所授産施設 (通所)	知的障害者入所授産施設 (通所)
		身体障害者入所授産施設 (分場)	知的障害者入所授産施設 (分場)
		身体障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設
		身体障害者通所授産施設 (分場)	知的障害者通所授産施設 (分場)
		精神障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設
精神障害者		身体障害者入所授産施設 (通所)	精神障害者交付要綱に定める相互利用の額とする。
		身体障害者入所授産施設 (分場)	
		身体障害者通所授産施設	
		身体障害者通所授産施設 (分場)	
		知的障害者入所授産施設 (通所)	
		知的障害者入所授産施設 (分場)	
		知的障害者通所授産施設	
		知的障害者通所授産施設 (分場)	
グループホーム	知的障害者	精神障害者グループホーム	知的障害者グループホーム単価
	精神障害者	知的障害者グループホーム	精神障害者グループホーム単価